

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林水産省令第5号）第72条第1項第3号に規定する手繰第三種漁業に該当する貝けた網漁業（規則第15条第2項の規定に基づく短期許可であって水流噴射式けた網を使用する漁業を除く。）につき、愛知県漁業調整規則第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶総トン数その他の制限措置

（1）漁業種類

貝けた網漁業

（2）許可又は起業の認可をすべき船舶等の数

西三河地区53隻

（3）船舶総トン数

6トン未満であって許可証に記載された総トン数とする。ただし、貝けた網漁業（規則第15条第2項の規定に基づく短期許可の漁業を除く。）の許可を受けた船舶については、許可証に記載された総トン数

（4）推進機関の馬力数

260キロワット以下であって許可証に記載された馬力数

（5）操業区域

三河湾

（6）漁業時期

令和7年7月1日（火）から令和7年7月31日（木）まで

（7）漁業を営む者の資格

漁業を営む者の資格は、県内に住所を有し、当該漁業に使用する船舶（漁船法第2条第1項第1号に規定する船舶）を使用する権利を有する者であって次に該当する者とする。

ア 第1種共同漁業権漁場区域において当該漁業権の漁業の内容となる貝類を採捕する場合にあつては、次のいずれにも該当する者とする。

（ア）当該漁業権の行使資格を有する者。

（イ）操業区域内に貝類若しくは定着性水産動物（漁業法第60条第5項第1号の規定に基づき、農林水産大臣の指定するものをいう。）を採捕する漁業者又は源式網によりくるまえびを採捕する漁業者があるときは、当該漁業者の所属する漁業協同組合の承諾を予め受けた者。

イ 第1種共同漁業権漁場区域において当該漁業権の漁業の内容と異なる貝類を採捕する場合にあつては、次のいずれにも該当する者とする。

（ア）当該漁業権の行使資格を有する者又は当該漁業権者の承諾を予め受けた者。

（イ）操業区域内に貝類若しくは定着性水産動物（漁業法第60条第5項第1号の規定に基づき、農林水産大臣の指定するものをいう。）を採捕する漁業者又は源式網によりくるまえびを採捕する漁業者があるときは、当該漁業者の所属する漁業協同組合の承諾を予め受けた者。

ウ 第1種共同漁業権漁場区域外において貝類を採捕する場合にあっては、操業区域内に源式網によりくるまえびを採捕する漁業者があるときは、当該漁業者の所属する漁業協同組合の承諾を予め受けた者。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和7年6月18日（水）午前8時45分から令和7年6月20日（金）午後5時30分まで

3 備考

（1）この公示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。

ア 次の区域で操業してはならない。

（ア）共同漁業権漁場区域。（ただし、行使資格を有する又は承諾を予め受けた場合は、当該漁業権漁場区域を除く。）

（イ）篠島、日間賀島及び佐久島の最大高潮時海岸線から500メートル以内の海域。（ただし、篠島、日間賀島及び佐久島に設定された共同漁業権の行使資格を有する者又は漁業権者の承諾を予め受けた場合は、当該島を除く。）

イ 使用する漁具は、次の表の左欄の項目について、それぞれ同表の右欄の範囲。ただし、いかり止め方式で操業し、かつ、推進器をえい網中に回転させない場合は、この限りでない。

項目		範囲
そり板	数	けたの両端に各1枚
	形状	U字型
	高さ／長さ	0.7以上
	幅	15cm以内
	長さ	30cm以内
けたの長さ		450cm以内
歯（爪）の数		30.3cmにつき7本以上
網目		15cmにつき28節以下（もじ網にあっては50cmにつき105経以下）

ウ 水流噴射式けた網は、使用してはならない。

エ 夜間（日没から日の出までをいう。）操業してはならない。

（2）漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第153号。）附則第2条第1項に規定する推進機関を搭載する漁船については、1（4）中「260キロワット」とあるのは、「60馬力」と読み替える。

（3）漁船に搭載されている水流噴射に使用するポンプの動力の出力（キロワット）は、当該動力の呼称出力（PS）又は計画出力（PS）に0.7355を乗じて得た値とする。